# 生駒オールパワーズ チーム規約

#### 第1条(名称)

本チームは名称を、生駒オールパワーズ(以下「本チーム」という)とする。

#### 第2条(所在地)

• 本チームは、代表宅を事務所とする。

### 第3条(目的)

・ 本チームは、フラッグフットボールを通して青少年の「知力・道徳心・体力」を一体 として健全な育成を図るとともに、フラッグフットボールの普及並びに地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

#### 第4条(活動)

- 本チームは、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。
  - 1. フラッグフットボールの基礎技術の習得のための練習会
  - 2. 各種大会への参加、並びに大会の企画や実施
  - 3. フラッグフットボールの普及、啓発のための広報活動
  - 4. 地域住民のスポーツ活動や、地域づくりに資する活動
  - 5. その他、本チームの目的達成のために必要な活動

#### 第5条(会員)

- ・本チームに次の会員を置く。
  - 1. 本規約並びに注意事項を理解・遵守できる保護者が承諾した小学生(1年~6年生)は正会員となる。
  - 2. 正会員の兄弟・姉妹の幼稚園児(4歳~6歳)は、正会員同様、保護者が承諾し 代表承認のもと、特別会員となることができる。

### 第6条(入会)

本チームに入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し承認を受けなければならない。入会希望者は保護者の承諾署名、押印を得た申込書を提出しなければならない。

#### 第7条(退会)

・ 本チームを退会しようとする者は、所定の退会届を提出し、承認されたときに退会と なる。退会時に納入済みの会費は退会承認以降の月会費分についてのみ返金に応じる。

#### 第8条(会費)

- ・ 本チームの会員は、次に定める月会費を前月の最終練習日までに納入しなければならない。
  - 1. 正会員は月会費 2,000円 (兄弟・姉妹は1,000円)
  - 2. 特別会員は1回 300円
  - 3. 遠征・合宿の費用については別途会員が負担とする。

### 第9条(保険)

・ 本チームに入会した正会員および特別会員は、スポーツ安全保険に全員加入する。保 険加入料は別途徴収する。

## 第10条(会員資格の喪失)

- ・ 本チームは、会員に次に定める理由・事象が発生した場合、代表の判断により資格を 喪失させることができる。
  - 1. やむを得ない事情なく会費等を滞納した場合
  - 2. 本チーム規約に違反した場合
  - 3. 本チームの目的遂行に非協力的である場合
  - 4. その他、本チームの趣旨に反し、代表が不適正と判断した場合

### 第11条 (解散)

- ・本チームは次に掲げる理由により解散する。
  - 1. 代表の意思
  - 2. 会員欠乏により、運営が不能となった時

### 第12条 (責任)

「第4条(活動)」、並びに活動参加のための移動等における事故等の責任については、 スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ保障するものとし、本チーム、代表、ヘッドコ ーチ、コーチは、一切のその責任を負わないものとする。

#### 第13条(写真・映像の使用)

・ 本チーム活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権利は本チームに帰属 するものとする。これは本チーム広報活動や活動記録のため、公式ホームページやそ の他の媒体、資料、取材などに使用されることがある。

## 第14条(個人情報の保護)

本チームが得た会員の個人に関わる情報は、本チームの運営に関する事項以外に使用

してはならない。

## 第15条(活動年度)

・ 本チームの活動年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第16条 (その他)

・ その他必要な事項は、代表の判断により適時決定・実施できるものとする。

## 付則

この会則は2024年4月1日から適用する。